

改 正 後	改 正 前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 2 ページ目】 ⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の 2 分の 1 の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。 なお、2 の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2 の⑤の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所得税法第 95 条第 2 項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第 3 項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊸× %）」には、平成 18 年分以前は 10（%）、平成 19 年分以後は 12（%）と記載して、その割合を㊸の金額に乘じて計算します。「市町村民税（㊸× %）」には、平成 18 年分以前は 20（%）、平成 19 年分以後は 18（%）と記載して、その割合を㊸の金額に乘じて計算します。「控除余裕額」の各欄（⑩～㊸）には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑩」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑦」欄には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑩」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前 3 年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余裕額」の「㊸本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑦」の金額がある場合に、国税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては国税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次の二の本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、国税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「㊸本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑩」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 2 ページ目】 ⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の 2 分の 1 の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。 なお 2 の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2 の⑤の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所得税法第 95 条第 2 項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第 3 項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊸× %）」には、平成 18 年分以前は 10（%）、平成 19 年分以後は 12（%）と記載して、その割合を㊸の金額に乘じて計算します。「市町村民税（㊸× %）」には、平成 18 年分以前は 20（%）、平成 19 年分以後は 18（%）と記載して、その割合を㊸の金額に乘じて計算します。「控除余裕額」の各欄（⑩～㊸）には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑩」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑦」欄には、「外国所得税額④」の金額が「控除限度額」の「計⑩」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前 3 年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余裕額」の「㊸本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑦」の金額がある場合に、国税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては国税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次の二の本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、国税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「㊸本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑩」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。